

道路賠償責任保険特約書

北海道（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、
甲乙間で締結する道路賠償責任保険（以下「本保険」という。）に関し、次のとおり特約を締結する。

（てん補責任）

第1条 甲は、甲が所有、使用、設置又は管理する全ての道路を本保険に付し、乙は、この特約書に添付した「賠償責任保険普通保険約款」（以下「普通保険約款」という。）及び「施設所有（管理）者特別約款」（以下「特別約款」という。）並びにこの特約の規定により、損害をてん補する責めに任ずる。

（道路の定義）

第2条 本保険において道路とは、次のものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき甲が供用の開始をしている道路
- (2) 道路法に基づき甲が管理している供用の開始前の道路（工事中の仮設道路及び道路管理者が必要と認め設置又は管理する道路で、区域の決定、区域の変更の行われていないものを含む。）
- (3) 道路の供用の廃止後不用物件として甲が管理しているもの
- (4) 上記以外の道路で甲が上記道路と同様の管理を行っており、その管理責任が甲に帰せられる道路
- (5) 前各号のいずれかに該当する道路の附属物（道路法第2条第2項及び同法施行令第34条の3に規定するものをいう。）

（保険料）

第3条 本保険の保険料は、金 万 円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（保険料の支払）

第5条 甲は、乙から甲に請求があった時は、速やかに1年間分の保険料を乙に支払うものとする。

2 支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

（てん補限度額及び免責金額）

第6条 本保険のてん補限度額及び免責金額は、次のとおりとする。

- (1) てん補限度額

対人賠償	1名につき	3,000万円
	1事故につき	5億円
対物賠償	1事故につき	1,000万円
- (2) 免責金額は、設定しない。
- (3) 法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超えた場合でも、争訟費用については全額保険金を乙が甲に支払うこととする。

（保険金の支払方法）

第7条 本保険契約における保険金の支払方法については、乙は、甲の申出のある場合に限り、甲の指定する者に直接支払うものとする。

（保険金の請求者）

第8条 本保険契約における保険金の請求権は、甲及びその代理人も含むものとする。

(普通保険約款及び特別約款の解釈)

第9条 普通保険約款第 条 (保険金を支払わない場合) 第 号に規定する地震とは、客観的に地震と判断されるものをいう。

2 普通保険約款第 条 (保険金を支払わない場合) 第 号に規定する洪水とは、河川湖沼本来の領域を超えて溢水したもので、浸水の範囲がある一定の異常な規模に達したものをいう。

3 普通保険約款第 条 (保険金を支払わない場合) 第 号に規定する天災には、風災は含まれないものとする。

4 道路の区域における漏水、溢水及び湧水は、普通保険約款第 条 (保険金を支払わない場合) 第 号に規定する排水とはみなさない。

5 特別約款第 条 (保険金を支払わない場合) 第 号に規定する施設の修理とは、専門工事業者が工事請負契約に基づいて行う道路修理をいい、甲又は甲の委託を受けた者が道路の維持管理のために道路パトロール等と併せて行う「道路の補修」は、施設の修理とはみなさない。

6 甲が道路の維持管理または事故発生防止軽減のために、工事請負契約のなされていない専門工事業者に指示した緊急措置作業は、特別約款第 条 (保険金を支払わない場合) 第 号に規定する施設の修理とはみなさない。

7 道路の区域内の側溝、暗渠及び消雪パイプ等は、特別約款第 条 (保険金を支払わない場合) 第 号に規定する給排水管とはみなさない。

(普通保険約款及び特別約款との関係)

第10条 この特約に規定しない事項については、この特約の規定に反しない限り、普通保険約款及び特別約款の規定を適用する。

(事故発生の際の対応)

第11条 事故発生の際は、甲と乙との間で十分な協議を実施し、適正かつ迅速な事故解決にあたるものとする。

2 著しく困難又は高難度な案件が発生した場合、甲乙協議の上、事故の円滑な処理のために甲は乙に対し弁護士による解決を求めることができるものとする。

3 甲は、前項により乙が措置した弁護士に示談交渉等を依頼することができる。

4 前2項に要する費用は保険料に含まれるものとする。ただし、件数は仕様書で定められたとおりとし、これを超える場合は甲乙協議する。

(特約の有効期間)

第12条 この特約の有効期間は、令和6年(2024年)9月1日午後4時から令和7年(2025年)9月1日午後4時までの1年間とする。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 保険業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

- (2) 乙がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に保険料債権を譲渡したとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時保険業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第15条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第18条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第18条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却

する判決が確定したとき。

- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第16条 第13条各号又は第14条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、甲は、第13条又は第14条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき理由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除

く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

(不正行為に伴う賠償金)

第18条 乙は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として保険料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(保険業務の処理に関する損害賠償)

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由により保険業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

3 乙は、保険業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、特約の運用に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が特約の運用に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(特約運用上の協議)

第21条 この特約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(特約に定めのない事項)

第22条 この特約に定めのない事項及びこの特約に疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して決定するものとする。

(この特約締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この特約締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

令和 年 (年) 月 日

甲 北海道
北海道知事 鈴木直道

乙